

伊 東 市 松 川 漁 業 協 同 組 合

内 共 第 1 号 第 5 種 共 同 漁 業 権 遊 漁 規 則

(目的)

第1条 この規則は、伊東市松川漁業協同組合が免許を受けた、内共第1号第5種共同漁業権に係る漁場の区域に於いて、組合員以外の者に対する当該漁業権の対象となっている水産動植物（あゆ・にじます・あまご）の採捕（以下遊漁という）について制限を定めることを目的とする。

(遊漁料の納付義務等)

第2条 この漁業区域内で遊漁をしようとする者は、あらかじめ第6条第1項の遊漁料を納付しなければならない

(遊漁の方法、規模等の制限)

第3条 次の表ア欄に掲げる遊漁は、それぞれイ欄の遊漁の方法によりウ欄の統数又は規模の範囲において、エ欄の区域内及びオ欄の期間中でなければこれを行ってはならない。

1.

ア. 漁業の名称	イ. 漁業の方法	ウ. 統数又は規模	エ. 区 域	オ. 期 間
あゆ漁業	友釣り	掛釣はイカリ釣 1段又はチラシ (ヤナギ) 釣2本 以内とする。	新八代田橋上流 端から渚橋上流 端まで。	6月1日以降で組 合が定め公示す る日から10月10 日まで。
	餌釣り	餌は魚肉に限る。 アミ、ボーフラの 使用は禁止する。 掛け釣の使用は 禁止する。	新八代田橋上流 端から渚橋上流 端まで。	6月1日以降で組 合が定め公示す る日から10月10 日まで。
	疑似餌（ドブ釣）	使用針は7本以内 とする。	新八代田橋上流 端から渚橋上流 端まで。	6月1日以降で組 合が定め公示す る日から10月10 日まで。
	疑似餌（流し毛 針）	使用針は2本以内 とする。	新八代田橋上流 端から渚橋上流 端まで。	6月1日以降で組 合が定め公示す る日から10月10 日まで。
あまご漁業	疑似餌釣り (ルアー、フラ イ、テンカラ)	赤化け及びワー ム、ワームオイル の使用を禁止す る。	奈畑川合流点よ り梅の木公園渡 り石まで。	3月1日以降で組 合が定め公示す る日から10月31 日まで。
			新八代田橋上流	3月1日以降で組

にじます漁業	疑似餌釣り (ルアー、フライ、テンカラ)	赤化け及びワーム、ワームオイルの使用を禁止する。	端より渚橋上流端まで。	合が定め公示する日から10月31日まで。
			奈畑川合流点より梅の木公園渡り石まで。 梅の木公園渡り石から奥野ダム軸上流300mまで	3月1日以降で組合が定め公示する日から10月31日まで。 1月1日以降で組合が定め公示する日から12月31日まで。

2. 第1項の規定にかかわらず、次の表のア欄の地区についてはイ欄の期間中、全ての漁業を禁止又は制限する。

ア. 区 域	イ. 期 間
奥野ダム軸上流300mから付替トンネル下流端	周年
奈畑川合流点から伊東市十足字奈畑408-1地先に設置した基票及び奈畑川	周年
奥野ダム付替トンネル下流端から八代田橋上流端	周年

- にじます・あまご漁業に於ける疑似餌釣りとは、ルアー、フライ、テンカラ（和式毛針）としワーム、ワームオイル及び赤化けの使用は認めない。
- 遊漁期間は日の出から日没までとする。
- 遊漁に船艇を使用してはならない。
- 前項の公示は組合の掲示場所に公示する。尚、その他適当な方法により一般に周知せしむる手段を講じるものとする。

(長制限)

第4条 前条の規定にかかわらず、次の表ア欄に掲げる魚種についてはイ欄に掲げる体長以下のものを採捕してはならない。

ア. 魚 種	イ. 体 長
あ ゆ	7 cm
あ ま ご	12 cm
に じ ま す	12 cm

(釣り大会のための遊漁の制限)

第5条 組合が釣り大会を開催するために一定期間、一定区域のに於ける遊漁を制限した場合は、これに従わなければならない。

- 組合は前項の制限をしようとする場合には、その10日前に公示しなければならない。
- 前項の公示は組合の掲示場所に公示する。尚、その他適当な方法により一般に周知せしむる手段を講じるものとする。

(遊漁料の額及び納付の方法)

第6条 第2条の規定により、組合が定め公示する場所に於いて納付するときの遊漁料は次表のとおりとする。但し、遊漁をする場所に於いて漁場監視員に納付するときの遊漁料は、次表の遊漁料に500円を付加して得た額とする。

1. 遊漁料

魚種	区域	漁具・漁法	種類	遊漁料
あゆ	新八代田橋上流端から渚橋上流端まで。	友釣り、餌釣り 疑似餌釣り	大人 中学生	年券 6,000 円 日釣券 1,000 円 年券 1,000 円
あまご	奈畑川合流点より梅の木公園渡り石まで。 新八代田橋上流端より渚橋上流端まで。	疑似餌釣り (ルアー、フライ、テンカラ)	大人 中学生	年券 10,000 円 日釣券 1,000 円 年券 1,000 円
にじます	奈畑川合流点より奥野ダム軸上流 300m まで。	疑似餌釣り (ルアー、フライ、テンカラ)	大人 中学生	年券 10,000 円 日釣券 1,000 円 年券 1,000 円

2. 遊漁料は、次に掲げる場所又は組合が指定するオンラインシステムに於いて納付しなければならない。但し、当該遊漁をする場所に於いて漁場監視員に納付することができる。

- (1) 伊東市松川漁業協同組合事務所 (伊東市鎌田 1301 番地の 85)
- (2) イシグロ伊東店 (伊東市吉田 148 番地の 1)
- (3) 稲七釣具 (伊東市静海町 11 番地の 18)
- (4) 田中釣漁具店 (伊東市和田 2 丁目 1 番 2 号)
- (5) つりチケ (オンライン)
- (6) FISH PASS (フィシュパス、オンライン)

3. 第5条に基づく釣り大会に於ける大会遊漁料は、その大会の規模に基づきその都度定めるものとする。

4. 第1項の規定に関わらず小学生については全ての入漁料を免除する。

(遊漁承認証に関する事項)

第7条 組合は第2条の遊漁料の納付を受け、これを承認したときは、次に掲げる事項を記載した遊漁承認証 (オンラインシステムにより発行されるものを含む。以下「遊漁証」と称す) を交付する。

- (1) 承認を受けた者の氏名、住所
- (2) 承認期間
- (3) 魚種
- (4) 漁具・漁法
- (5) 遊漁区域
- (6) 遊漁料の額
- (7) 注意事項
- (8) 発行者名

2. 遊漁証の交付は、前条第2項に規定する場所、組合がオンラインシステム又は漁場監視員に於いて行うものとする。

3. 遊漁証は他人に貸与・譲渡してはならない。

(遊漁に際し守るべき事項)

第8条 遊漁者は遊漁する場合は遊漁証を携帯し、漁場監視員の要求のあったときはこれを提示しなければならない。

2. 遊漁者は遊漁に際して、漁場監視員の指示に従わなくてはならない。
3. 遊漁者は相互に適当な距離を保ち、他の者の迷惑となる行為をしてはならない。

(漁場監視員)

第9条 漁場監視員は、遊漁者に対し、この規則の遵守に関して必要な指示を行うことができる。

2. 漁場監視員は次に掲げる事項を記載した漁場監視員証を携帯し、且つ漁場監視員であることを表示する腕章をつけるものとする。

- (1) 氏名
- (2) 有効期間
- (3) 注意事項
- (4) 発行者名

(違反者に対する処置)

第10条 組合は遊漁者がこの規則に違反したときは直ちにその者に遊漁の中止を命じ、またはそれ以後のその者の遊漁を拒絶することがある。この場合、遊漁者がすでに納付した遊漁料の払い戻しはしないものとする。

附則 この規則は平成27年7月1日から施行する。
この規則は令和2年9月9日から施行する。
この規則は令和3年5月20日から施行する。
この規則は令和6年1月1日から施行する。